

令和6年3月11日現在
北海道開発局営繕部

運 用 方 針	
入札方式	<p>1. 一般競争入札(WTO適用対象工事(以下「WTO」という。)) 工事規模8.1億円以上の工事に適用する。</p> <p>2. 一般競争入札(WTO以外) 工事規模8.1億円未満の工事に適用する。</p>
総合評価 落札方式	<p>1. 以下のタイプ選定、加算点及び工事規模については、北海道開発局における工事区分が建築、電気、管又は機械装置による営繕工事に適用する。ただし、WTO以外の機械装置については、工事規模及び工事技術的難易度に係らず、施工能力評価型(Ⅱ型)による。</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO):74点を標準とする。(段階的選抜は43点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模8.1億円以上、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。 <p>②技術提案評価型(S型WTO):64点を標準とする。(段階的選抜は18点を標準とする。ただし、段階的選抜時に「技術提案の一部」を評価する場合は38点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①以外、かつ工事規模8.1億円以上の工事に適用する。 <p>③技術提案評価型(A型WTO以外):74点を標準とする。(段階的選抜は56点を標準とし、うち20点を技術提案等とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模8.1億円未満、かつ高度な施工技術等の技術提案を求めることにより品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事に適用する。 <p>④技術提案評価型(S型WTO以外):60点を標準とする。(段階的選抜は27点を標準とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模8.1億円未満、かつ発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。 <p>⑤施工能力評価型(Ⅰ型②):39点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.5億円以上(電気及び管の場合は0.8億円以上)8.1億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価し監理能力をヒアリングで確認する必要がある工事に適用する。 <p>⑥施工能力評価型(Ⅰ型①):40点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.5億円以上(電気及び管の場合は0.8億円以上)8.1億円未満、工事技術的難易度がⅣ以上、又は施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事(施工能力評価型(Ⅰ型②)を除く)に適用する。 <p>⑦施工能力評価型(Ⅱ型):39点を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模が2.5億円未満(電気及び管の場合は0.8億円未満)、工事技術的難易度がⅢ以下、かつ施工計画等を求めて企業の能力を評価する必要がある工事に適用する。 <p>2. 評価項目【※1】</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)簡易な技術提案 (2)企業の実績:同種工事の実績 (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績

- ②技術提案評価型(S型WTO) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)企業の実績:同種工事の実績
 - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績
- ③技術提案評価型(A型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案及び賃上げを実施する企業を評価する。なお、段階的選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)簡易な技術提案
 - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞含む)
 - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)
- ④技術提案評価型(S型WTO以外) 段階的選抜は技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施。
- ・技術提案を評価する。
 - ・賃上げを実施する企業を評価する。
 - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞含む)及びNETIS登録技術
 - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
 - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
 - (1)地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結
- ⑤施工能力評価型(I型②) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施^[※2]。
- ・賃上げを実施する企業を評価する。
 - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)施工計画の評価
 - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞含む)及びNETIS登録技術
 - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
 - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
 - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
 - (2)地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結
- ⑥施工能力評価型(I型①) 段階的選抜は書面により施工監理能力の確認を行う際、競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施^[※2]。
- ・賃上げを実施する企業を評価する。
 - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)書面による施工監理能力の確認
 - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞含む)及びNETIS登録技術
 - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
 - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
 - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
 - (2)地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結

⑦施工能力評価型(Ⅱ型)

- ・賃上げを実施する企業を評価する。
- ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
 - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(北海道開発局i-Con奨励賞及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞含む)及びNETIS登録技術
 - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰(海外インフラプロジェクト技術者表彰含む)及びCPDの取組
- ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
 - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
 - (2)地域貢献度:災害活動の実績等(活動の実績、防災活動又は支援体制)及び災害協定の締結

※1:評価項目、配点の詳細は「令和6年度 総合評価落札方式の標準配点(営繕)」を参照すること。

※2:「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年3月25日付け北開局工管第326号)記1に定める工事は当面実施しない。

3. 技術提案又は施工計画等の課題設定

- ・課題設定については原則として以下から適宜選定するものとし、具体的には工事技術的難易度評価の大項目のA及びB評価により課題数及び課題内容を設定する。

【技術提案評価型(A型)】

- ①技術提案:以下の項目における高度な技術や優れた工夫等を含む提案。
 - ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
 - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
 - ・社会的要請への対応に関する技術提案
- ②施工計画:上記技術提案に係わる具体的な施工計画。
- ③簡易な技術提案(段階選抜の場合に実施する)
- ④ヒアリング:必須だが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的としているため、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。

【技術提案評価型(S型)】

- ①技術提案:以下の項目から工事内容に応じ、1~2テーマを設定(提案はテーマごとに最大5つまでとし、うち1つ以上は生産性向上に資する提案とすることを標準とする。1テーマにつきA4版1~2枚程度)。
 - ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
 - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
 - ・社会的要請への対応に関する技術提案
- ②ヒアリング:配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。ただし、WTOは配置予定技術者の監理能力を確認するためのヒアリングは行わない。

【施工能力評価型(Ⅰ型②及び①)】

(Ⅰ型②)

- ①施工計画:当該工事において施工上配慮すべき事項等。
- ②ヒアリング:配置予定技術者の監理能力を確認。

(Ⅰ型①)

- ①施工監理能力:配置予定技術者が当該工事において施工上配慮すべき事項等。

4. 施工体制確認型

工事規模 0.1億円以上の全ての工事に適用する。

※「施工体制確認型総合評価落札方式の試行拡大について」(平成23年9月22日付け事務連絡)により試行。

<p>技術提案等の採否に関する詳細な通知</p>	<p>1. 総合評価落札方式を技術提案評価型(S型)で実施する工事において、技術提案の採否に関する詳細な通知を行う。</p> <p>・詳細な通知の内容</p> <p>①○:加算点を付与する対象となる項目 ②ー:加算点を付与する対象とならない項目 ③×:履行を認めない項目(否)、その理由</p> <p>※「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」(平成22年5月24日付け北開局工管第35号)及び「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)の改定について」(平成23年9月2日付け事務連絡)により実施</p> <p>※①及び②の具体的な通知内容については、『総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)平成23年9月』に準ずる。</p> <p>【上記マニュアルにおいて、②については、「入札時に技術提案書を提出する際に削除してはならない」に改正されている】</p>
--------------------------	--

<p style="text-align: center;">参加資格の運用方針</p>	
<p>一般競争参加資格要件</p>	<p>1. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>2. 北海道開発局における工事区分「○○」^{※1}に係る○等級^{※1}の一般競争参加資格の決定を受けていること(WTOの場合は、北海道開発局における工事区分「○○」^{※1}に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、○○点^{※1}以上であること。)</p> <p>3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>4. 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>5. 北海道開発局が発注した工事区分「○○」^{※1}に係る工事のうち、過去2年度(この成績が無い場合は、更に2年度遡る)に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること(共同企業体の場合は、構成員毎の平均点の単純平均とする。なお、実績がない単体又は共同企業体の構成員の評定点は65点とする。)</p> <p>6. 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>7. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</p> <p>8. 北海道内に当該工種の建設業法に基づく、本社、支店(支社)又は営業所が所在すること(共同企業体の場合は、全構成員が所在すること。)。ただし、WTOの場合は適用しない。</p> <p>9. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>10. 企業として過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定した、より同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす施工実績を有すること(経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記施工実績を有し、他の構成員は、より同種性の高い工事、同種工事又は他の構成員の条件を満たす施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者以外の構成員の要件を原則として代表者に付する要件より緩和すること。)</p> <p>11. 配置予定技術者は過去15年度以降から技術資料提出期限までに本工事で設定したより同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす工事経験を有すること(経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の監理(主任)技術者が上記工事経験を有し、他の構成員の配置技術者の工事経験は問わない。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者以外の構成員が配置する技術者の要件を原則として代表者が配置する技術者に付する要件より緩和すること。)及び本工事で設定した監理(主任)技術者としての資格を有すること。</p> <p>※1:工事区分、等級、経営事項評価点数は工事ごとに設定すること。</p>

Table with columns for evaluation items (評価項目), evaluation criteria (評価基準), and scoring (評価). It is divided into sections for 'Enterprise Capabilities' (企業能力等), 'Construction Capabilities' (施工能力等), 'Technician Capabilities' (技術者の能力等), 'Technical Proposals' (技術提案等), 'Hiring' (ヒアリング), 'Deduction Items' (減点項目), and 'Scoring Summary' (配点合計). Each row details specific criteria and their corresponding scores.

補足事項

- ※1 必須項目及び選択項目の考え方。
 (1) 必須項目は原則適用とする。
 (2) 選択項目は必要に応じて設定。
 (3) 適用なしは、R6年度においては適用なしとする。
- ※2 より同種性の高い工事とは、競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事。同種性が認められる工事とは、競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事。
- ※3 共同企業体の場合は、代表者の実績を評価する。構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ※4 当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ※5 過去2年度に実績がなければ過去4年度迄遡り、更に実績がなければ過去6年度迄遡り、更に実績がなければ過去8年度迄遡り、更に実績がなければ10年度迄遡る。工事成績評定点の平均点は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までとする。共同企業体の場合は、各構成員の工事成績評定点の平均点を単純平均したものとす。
- ※6 共同企業体の場合は、各構成員毎に評価点を算出し、その平均を評価点とする。(小数点第2位以下を切り捨て)
- ※7 入札手続開始日(公告日)が、切り替え基準日(原則8月1日)の前後により、対象年度を次のとおりとする。
 (1) 工事成績:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。
 (2) 北海道開発局優良工事表彰:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。
 (3) 北海道開発局-Con奨励賞:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。
 (4) 海外インフラプロジェクト技術者表彰:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。
 国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞は、受賞決定日(国土交通省にて報道発表された日)の翌月1日から2年間を対象とする。
- ※8 技術者の従事期間が工期(設計図書、打ち合わせ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く)の1/2未満の工事の実績は認めない。ただし、12ヶ月以上の従事期間のものは認める。また、対象期間中に出産・育児等休業を取得した場合は、休業期間に相当する日数を審査対象期間に加える。
- ※9 入札手続開始日(公告日)時点において、掲載期間終了技術については、評価の対象としない。書面による施工監理能力の確認及び技術提案等に記載した技術は、評価の対象としない。
- ※10 共同企業体の場合は、事務所の所在地を評価する。また、参加資格要件を開発建設部管内に本支店営業所が所在とした場合、評価の対象としない。
- ※11 施工場所のある開発建設部管内において、元請けとして施工していること。(原則として、対象となる本来等級の最低金額*0.9以上(最低等級の場合は10,000千円以上)の請負金額の工事に限る。)北海道開発局以外が発注した工事における「同一工事区分」とは、北海道開発局の工事区分のうち、当該工事と同じ工事区分に対応した建設業法の建設工事の種類をいう。共同企業体の場合は、当該共同企業体としての施工実績又は構成員のいずれか1社が施工実績を有していれば評価する。なお、構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。施工実績が北海道開発局の発注した工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ※12 施工場所のある開発建設部管内とする。
- ※13 国、地方自治体又は公共施設の管理団体(地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等)からの要請による災害緊急活動又は防災活動や支援体制を対象とする。
 災害緊急活動とは : 国、地方自治体又は公共施設の管理団体(以下「管理者」という。)が所有又は管理している公共の施設(場所)に関する管内(※12)での災害活動(出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬、物資の輸送など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)。なお、管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるもの。
 防災活動とは : 国、地方自治体、学校、町内会等を含めた管内(※12)での防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動。
 支援体制とは : 本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地(国又は地方自治体との災害協定において利用可能とする倉庫や土地に限る)の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材(国又は地方自治体との災害協定において利用可能とする資機材に限る)を常時保有している(災害活動時にリースするものは対象外)こと。
- ※14 国又は地方自治体との災害協定締結(建設業団体の協会等を通して国等と締結している場合を含む)が証明されていること。なお、開発局においては本局、北海道庁においては本庁との締結を含む。
- ※15 入札手続開始日(公告日)時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※16 1級施工管理技士等とは、当該工事に係る1級国家資格者又はこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者。なお、経験年数10年については、工事内容等を考慮し5年以上とする場合もある。
- ※17 建築CPD運営会議(事務局:(財)建築技術教育普及センター)加入団体が認定する「単位」である12認定時間(単位)/1年間以上を標準とする。なお、1年間とは、前年度4月1日から申請書及び技術資料の提出期限日までの任意の1年(連続12ヶ月間)とする。
 建築CPD運営会議加入団体 : (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築家協会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一財)建設業振興基金、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築学会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会
 「機械装置」は対象外とする。
- ※18 技術提案等のテーマ数は、原則以下の通りとする。
 2テーマ以上の場合、テーマごとの満点は設定内容により適宜按分する。
 ・施工能力評価型 (I型①) : 書面による施工監理能力の確認 1テーマ
 (I型②) : 施工計画 1テーマ
 ・技術提案評価型 (S型WTO以外) : 技術提案 1テーマ
 ・技術提案評価型 (S型WTO) : 技術提案 1~2テーマ
 : 簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ
 ・技術提案評価型 (A型) : 技術提案 2~3テーマ
 : 簡易な技術提案(施工計画) 1テーマ
 技術提案評価型(S型)においては、技術提案の評価項目の1以上を「生産性向上に資する提案」とすることを標準とする。
- ※19 【 】内は、「簡易な技術提案(施工計画)」を選択しなかった場合の配点を示す。
- ※20 当該項目で加点された受注者(当該工事に活用しない技術で加点された受注者を除く)が、自らの責めにより履行できなかった場合は、工事成績評定点から1点減点する。(特別契約書記載事項)
- ※21 受注者により示された当該工事に係る施工監理能力は、監督職員と協議のうえ適正と認める取組内容を施工計画書に明記し履行すること。
- ※22 受注者により示された施工計画が受注者の責めにより履行できなかった場合は、次の式により得られた点数を工事成績評定点から減点する。(特別契約書記載事項)
 減点数=-5点×不履行評価項目数/評価項目数
- ※23 受注者から提案された技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、次の点数を工事成績評定点から減点する。(特別契約書記載事項)
 ・提案の達成率が50%未満 : 10点
 ・提案の達成率が50%以上70%未満 : 8点
 ・提案の達成率が70%以上90%未満 : 5点
 ・提案の達成率が90%以上100%未満 : 3点
- ※24 共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要。本取組の配点は加算点の5%以上の整数とする。
 (配点例)
 加算点の合計が60点(本取組に係る加点分を除く)で、本取組に係る配点が加算点(本取組に係る加点分を含む)の5%の場合
 ・本取組に係る加点:60点×5/95=3.2点=4点(小数点以下切り上げ)
 ・加算点の満点:60点+4点=64点
- ※25 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
- ※26 【 】内は、加算点の合計(買上げに係る加点分を除く)が、施工能力評価型においては38点を超え57点以下の場合、技術提案評価型においては57点を超え76点以下の場合の配点を示す。
- ※27 当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。
 (加算点の満点が64点であって、本取組に係る加点割合が5%(加点4点)である場合、5点を減点することとなる。)